

NEWS LETTER vol. 17 <2008年8月号>

■【トピックス】 オリンピック！



今年は、オリンピック・イヤーということで、お隣の中国の首都、北京でオリンピックが開催されます。

チベット問題など様々な問題を抱えた大会で、警備も相当厳しいものと予想されます。

中国としては国際的にアピールする絶好の機会になることは間違いありませんが、

しかし、マナーをはじめとして、世界から見られることとなります。44年前の東京とくらべて果たしどうなることでしょうか？

■【ビジネス・アイ】 中小企業経営承継円滑化法（その1）

社長 「花野さん、何か事業承継のための新しい法律ができたみたいだね」

花野 「ええ社長、今年の5月に中小企業経営承継円滑化法という法律ができました」

社長 「それで、その法律で何が変わったの？」

花野 「民法の遺留分に関する特例と事業承継のための金融支援と相続税に関することです。ただし、相続税に関することは来年度税制改正で具体的なことが決まります」

社長 「何か難しそうだね。そもそも遺留分って何か、そこから教えてよ」

花野 「遺留分は、相続人の生活保障などのために、遺言でも奪うことができない相続人の権利のことです。これがあるために、オーナー企業では、相続のたびに株式が分散して、事業承継が難しくなる原因となっています」

社長 「遺留分は分かったけど、その特例というのは、どういうものか説明してよ」

花野 「ひとつには、生前に贈与した株式について、遺留分の算定に含めなくても良いとする規定です。後継者に贈与した株式にこの規定を適用すれば、後継者は、より多くの株式を受け継ぐことができるのですよ」

社長 「うちの場合、具体的にいうと、どういうこと？」

花野 「後継者である息子さん以外の娘さんには、株に関する遺留分を放棄していただけます」

社長 「もう少し詳しく教えてよ」

■【今月のキーワード】 中小企業経営承継円滑化法

正式名称は、「中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律」といい、今年の5月に成立しました。10月から順次施行されます。

この法律には、3の柱があります。①遺留分に関する民法の特例、②金融支援措置、③相続税の課税についての措置です。

③については、来年度の税制改正で手当てされる予定です。

とりあえず、気をつけなければいけないのは、それぞれの施行日が異なるということです。

■【今月の1冊】 『ローカル線ガールズ』 嶋田 郁美 著 メディアファクトリー ¥952

日本全国各地の第3セクターによる鉄道が苦戦しています。旧国鉄や私鉄が採算ベースで経営できなくなったために、仕方がなく自治体を中心になっていわば素人経営を始めた訳ですから当然ですが。

そんな中、全国から注目されている鉄道があります。

それが「えちぜん鉄道」です。女性アテンダントの活躍が、成功の秘訣です。どんなところにも成功のもとはあるようです。



■【編集後記】

8月は意外と暇のようできて忙しかったりします。6月決算の弊社は月末が申告期限ですので、それに向けた決算業務があります。

仕事以外でも、お盆には恒例の石垣島行きなど暑さの中で結構バタバタしますね。

『NEWS LETTER』vol. 17（毎月1日発行）
●定価：2,400円/年 ●発行日：2008.8.1 ●発行人：花野康成
●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>